

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 1 号
件 名	旧齋藤家別邸指定管理者選考の改善を求めることについて
要 旨	<p>旧齋藤家別邸庭園が、多くの庭園関係者の御努力で、国指定名勝を受けることになり、新潟市民として大変うれしく思い、また新潟にとっては貴重な宝の一つふえたと感じております。</p> <p>さて、去る 10 月 22 日に行われました旧齋藤家別邸指定管理者の次年度以降（平成 27 年度から 3 年間）の指定管理者選考において、このたびの選考では、選定委員に日本庭園の専門家がないため、より広く深く日本庭園を議論し、評価する場が設定されておりません。この日本庭園の発展的提案が専門的に議論されず、評価される機能もありません。</p> <p>旧齋藤家別邸のように歴史的文化的価値を有する日本庭園を抱える施設の管理、運営では、提案についてその専門的視野から日本庭園を総合的に評価、検討する人材が不可欠であります。</p> <p>また、このたびの選考では、名勝庭園としてふさわしい指針（維持、管理、運営、継承等）について独立した審査項目が設定されていないため、特に日本庭園について、健全な保持継承の技術力、将来ビジョンが検討されておりません。これでは、名勝庭園を健全な形で保全し、市民社会の中の公開庭園として、また日本文化の粋を集めた日本庭園の観光資源や海外との交流機能としての多面的な役割の評価が期待できません。</p> <p>このたび発表された指定管理者候補者の選定結果を見ると前述の懸念が生じています。これらについて市民有志と検討をした結果、一同、新潟市民の宝としての名勝庭園旧齋藤家別邸が健全に管理運営されないとの結論に至りました。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p>平成26年12月 8 日 第 1 項 第 2 項 } 総務常任委員会</p>
受 理	平成 26 年 12 月 2 日 第 4 8 5 号

これを払拭するには、健全な選考体制を整えてもらう必要があり、庭園調査報告書を熟読し、既往の資料等をもとに客観的かつ専門領域から総合的に検討された評価をもとに選定していただくことを切に要望するものであります。

以上の観点から、このたびの選考を踏まえて旧齋藤家別邸指定管理者選考の改善を求めることについて下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 日本庭園の専門家を選定委員に加えること。
- 2 歴史的日本庭園（名勝庭園）の総合管理運営指針について審査項目を導入すること。